

(調整規定)

第八条 附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日が環太平洋パートナーシップ協定の締結に伴う関係法律の整備に関する法律(平成二十八年法律第八号。以下「整備法」という。)の施行の日前である場合には、第一百三十三条第五項の改正規定及び附則第一条第一号中「第一百三十三条第五項」とあるのは、「第一百三十三条第四項」とする。

第九条 施行日が整備法の施行の日前である場合には、第二条第一項の改正規定中「削り、同項第二十一号中「利用する」を「実行する」に改める」とあるのは、「削る」とする。

2 前項の場合において、整備法第八条のうち著作権法第二条第一項中「第一百三十三条第五項」を第二十二号を第二十三号とし、第二十一号を第二十二号とし、第二十号の次に一号を加える改正規定中「利用する」とあるのは、「実行する」とする。

第十条 第二号施行日が整備法の施行の日前である場合には、第二号施行日から整備法の施行日の日前までの間ににおける著作権法第二条第一項第二十号の規定の適用については、同号中「有線放送合法等を廃止する等の法律の一部を改正する法律をここに公布する」とあるのは、「有線放送(次号及び第一百四条の十五第一項)」とする。

2 前項の場合において、整備法第八条のうち著作権法第二条第一項中「第一百三十三条第五項」を第二十二号を第二十三号とし、第二十一号を第二十二号とし、第二十号の次に一号を加える改正規定中「利用する」とあるのは、「実行する」とする。

御名
御璽
平成三十年五月二十五日

内閣総理大臣臨時代理
文部科学大臣 林 芳正

内閣総理大臣臨時代理
國務大臣 麻生 太郎

國務大臣 麻生 太郎

法律第三十一号

厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るために農林漁業団体職員共済組合等を廃止する等の法律の一部を改正する法律

厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るために農林漁業団体職員共済組合等を廃止する等の法律(平成十三年法律第一号)の一部を次のように改正する。

附則第二条第二項中「附則第四十六条」を「附則第三十条」に改め、同項第三号中「遺族年金又は通算遺族年金」を「又は遺族年金」に改め、同項に次の二号を加える。

四 特例年金給付 厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るために農林漁業団体職員共済組合等を廃止する等の法律の一部を改正する法律(平成三十年法律第三十一号。以下「平成三十年改正法」という。)による改正前の附則第二十五条第四項による改正前の附則第二十五条第四項に規定する特例年金給付をいう。

五 特例老齢農林年金 平成三十年改正法による改正前の附則第四十四条第一項又は第六項に規定する特例老齢農林年金をいう。

附則第八条第一項中「第三項」を「第三項及び第三十条第一項」を削り、同項第二項中「附則別表第一」を「附則別表」に改める。

附則第十一条第二項中「附則第十六条第四項」を「附則第十六条规定」に改める。

附則第十六条第十項中「附則別表第一」を「附則第十六条规定」に改める。

同日」に改める。

附則第十八条中「附則第二十五条第一項及び第二項、第二十九条第三項及び第四項、第三十二条第一項及び第二項並びに第六十二条から第六十四条までを除き、以下」を「以下この条及び附則第三十七項において」に改める。

附則第二十五条第二項の表第六十三条第一項及び第六十六条第一項の項中「から第三号まで」を「若しくは第二号」に改め、同項第三項第一号を削り、同項第二号中「附則第四十七条第一項各号」を「附則第三十条第一項」に改め、同号を同項第一号とし、同項第三号を同項第二号とし、同項第四号中「前二号」を「前二号」に改め、同号を同項第三号とし、同項第五号中「前各号」を「前三号」に改め、同号を同項第四号とし、同条第四項及び第五項を削り、同条第六項を同条第四項とし、同条第七項中「すべて」を「全て」に改め、同項を同条第五項とし、同条第八項を同条第六項とする。

附則第三十条を次のように改める。

(特例一時金の支給)

第三十条 特例一時金は、次に掲げる者に支給する。

一 平成三十年改正法の施行の日(以下この条において「平成三十年改正法施行日」という。)の前日において特例年金給付を受ける権利を有している者

二 平成三十年改正法施行日の前日において一年以上の旧農林共済組合員期間を有している者(前号に掲げる者を除く。)

3 特例一時金の額は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

一 前項第一号に掲げる者 平成三十年改正法施行日の前日においてその者が受ける権利を有している同日の属する月の翌月以後の各月の分の特例年金給付の額の現価に相当する額の合算額

二 前項第二号に掲げる者 平成三十年改正法施行日の前日においてその者が特例老齢農林年金の支給要件に該当しているとしたならばその者に支給されることとなる同日の属する月の翌月(同年においてその者が支給開始年齢(平成三十年改正法による改正前の附則第四十四条第一項の表の上欄に掲げる者の区分に応じ同表の下欄に掲げる年齢をいう。以下この号において同じ。)に達していない場合にあっては、その者が支給開始年齢に達する日の属する月の翌月)以後の各月の分の特例老齢農林年金の額の現価に相当する額の合算額

前項各号の現価に相当する額は、同項第一号の各月の分の特例年金給付の額又は同項第二号の各月の分の特例老齢農林年金の額に同項第一号の各月又は同項第二号の各月の予定生存率を乗じて得た額を、複利現価法によって平成三十年改正法施行日の前日の属する月の翌月から同項第一号の各月の分の特例年金給付又は同項第二号の各月の分の特例老齢農林年金が支給されることとなる月までの期間に応じて割り引いた額とする。

4 前項の予定生存率は厚生労働省の作成に係る生命表その他の資料を勘案して、同項の複利現価法において用いる利率は厚生年金保険法第二条の四第一項に規定する財政の現況及び見通し及び国民年金法第四条の三第一項に規定する財政の現況及び見通しの作成に用いられる市場金利の動向その他の事情を勘案して、それぞれ農林水産省令で定める。

5 前項に規定するもののほか、特例年金給付について支給の停止が行われている場合における特例一時金の額の算定方法その他の特例一時金の額の算定に関し必要な事項は、農林水産省令で定める。

6 特例一時金を受ける権利は、その権利を有する者の請求に基づいて、存続組合が決定する。ただし、平成三十年改正法施行日の前日において特例年金給付を受ける権利に係る決定を受けている者(特例年金給付を受ける権利に係る決定の請求をしている者であつて、同日において当該決定を受けないものを含む。)に係る特例一時金を受ける権利(当該特例年金給付に係るものに限る。)については、その権利を有する者の請求を要しない。

7 廃止前農林共済法第十三条、第二十二条第一項、第三十三条第一項及び第三十四条、第三十五条、第三十七条、第三十二条第一項、第三十三条第一項、第二十八条、第二十九条、第三十条第一項及び第七十七条の二並びに第七十八条の規定は、特例一時金について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる廃止前農林共済法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。